

# 東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第1頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 A 組(公法)	考試時間	100 分鐘
科目	日文	本科總分	100 分

※一律作答於答案卷上(題上作答不予計分)；並務必標明題號、依序作答。

一、請以平假名寫出下列日本行政程序法(行政手続法)中各種漢字之「日文讀音」，並以中文「翻譯」該名詞(每題5分，共50分)例：行政手続法 【ぎょうせいてつづきほう 行政程序法】

1. 届出
2. 名宛人
3. 裁判所
4. 処分基準
5. 拒否
6. 聴聞
7. 主宰者
8. 出頭
9. 調書
10. 弁明

二、請將以下條文及裁判段落翻譯成中文(共50分)

(一) 條文翻譯

1. 日本国憲法第13条:

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

# 東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第2頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 A 組(公法)	考試時間	100 分鐘
科目	日文	本科總分	100 分

については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(10 分)

2. 行政事件訴訟法第 3 条第 7 号:

この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。(10 分)

(二) 裁判段落翻譯

【最大判令和 3 年 2 月 24 日(民集第 75 卷 2 号 29 頁)】

憲法は、20条1項後段、3項、89条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けているところ、一般に、政教分離原則とは、国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。そして、我が国においては、各種の宗教が多元的、重層的に発達、併存してきているのであって、このような宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。しかしながら、国家と宗教との関わり合いには種々の形態があり、およそ国家が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく、政教分離規定は、その関わり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的

# 東吳大學 113 學年度碩士班招生考試試題

第3頁，共3頁

系級	法律學系碩士班 A 組(公法)	考試時間	100 分鐘
科目	日文	本科總分	100 分

との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものであると解される。

そして、国又は地方公共団体が、国公有地上にある施設の敷地の使用料の免除をする場合においては、当該施設の性格や当該免除をすることとした経緯等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるところであり、例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化財的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該免除がされる場合もあり得る。これらの事情のいかんは、当該免除が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものといえる。そうすると、当該免除が、前記諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて、政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては、当該施設の性格、当該免除をすることとした経緯、当該免除に伴う当該国公有地の無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

(30 分)